◎国家公務員退職手当法等の一部を改

正する法律

(平成二〇年一二月二六日法律第九五号)

一、提案理由(平成二〇年一二月九日・衆議院総務委員会)

○鳩山国務大臣

法律案について御説明申し上げます。 引き続きまして、国家公務員退職手当法等の一部を改正する

.....(略)......(略)......

あります。

「この法律案は、退職手当法等について必要な改正を行うもので等、国家公務員退職手当法等について必要な改正を行うもので手当の全部または一部を返納させることができることとする手当の全部または一部を返納させることができることとするの法律案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もってこの法律案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって

いいたします。

す。 次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げま

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律第一に、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと

制限及び返納の制度を設けることとしております。ることができることとするなど、退職手当について新たな支給認められるに至った者の退職手当の全部または一部を返納させ

第三に、国家公務員退職手当法の改正に伴い、国家公務員共その権限に属させられた事項を処理することとしております。恩給審査会は、国家公務員退職手当法及び恩給法の規定により第二に、総務省に退職手当・恩給審査会を置き、退職手当・

置について規定するとともに、関係法律について必要な規定のこのほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措うこととしております。

済組合法及び地方公務員等共済組合法について所要の改正を行

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願以上が、法律案の提案理由及び内容の概要であります。整備を行うこととしております。

二、衆議院総務委員長報告(平成二〇年一二月一一日)

総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げま○赤松正雄君 ただいま議題となりました各案につきまして、

Į.		

......(略)......

次に、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、次に、国家公務員退職手当法等の一部を返納させることができることとする等の措置を講じよう一部を返納させることができることとするをの法職手当別度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民とするものであります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。
り可決すべきものと決しました。
り可決すべきものと決しました。
本日質疑を行務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本日質疑を行のでは、去る十二月八日本委員会に付託され、翌九日鳩山総

こととすること。

○附帯決議(平成二○年一二月一一日)

御報告申し上げます。

批判が寄せられていることにかんがみ、綱紀の粛正をさらに一 昨今の一部府省の幹部職員の不祥事等に対し国民の厳しいる。 政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきであ

一 退職後、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為が保するための措置を引き続き検討すること。

徹底するとともに、行政及び公務員に対する国民の信頼を確

慮を行うこと。 手立ても乏しい遺族、相続人の取扱いについては、慎重な配付制度の運用に当たっては、自ら非違行為を行わず、反論のあったと認められた場合の退職手当の支給制限及び返納・納

退職手当制度の見直しの趣旨にかんがみ、適切な対応を図るに努めること。また、いわゆる論旨免職については、今回の公務規律の弛緩を招くことがないよう、厳正かつ公正な運用は、これにより、いたずらに制裁としての効果を希薄化させ、は、監職手当の一部支給制限制度及び一部返納制度について一 退職手当の一部支給制限制度及び一部返納制度について

討を行い、必要な措置を講ずるよう要請すること。等については、各法人に対し、国家公務員の場合に準じた検』 今回法律上の措置が講じられていない非特定独立行政法人

三、参議院総務委員長報告(平成二〇年一二月一九日)

す。 ○高嶋良充君 ただいま議題となりました両法律案につきまし

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民次に、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、

.....(略)......

たな支給制限及び返納の制度を設けようとするものでありまを返納させることができることとする等、退職手当について新行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職処分を受けるべき

ついて質疑が行われました。

・思給審査会の委員構成、公務員のメンタルヘルス対策等に
当・思給審査会の委員構成、公務員のメンタルヘルス対策等に
論りの処遇改善の必要性、超過勤務縮減の推進、地方公務員
勤職員の処遇改善の必要性、超過勤務縮減の推進、地方公務員

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されておりま致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一質

図ること。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年一二月一八日)

その実現に努めるべきである。
政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について

判が寄せられていることにかんがみ、綱紀の粛正をさらに一、昨今の一部幹部公務員の不祥事等に対し国民の厳しい批

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

確保するための措置を引き続き検討すること。徹底するとともに、行政及び公務員に対する国民の信頼を

十分慎重な対応を図ること。を行うに当たっては、特に遺族、相続人の取扱いを含め、を行うに当たっては、特に遺族、相続人の取扱いを含め、と。また、退職手当の支給制限及び返納・納付に係る処分と。また、退職手当の人選及び審査手続について配慮するここ、退職手当・恩給審査会における公平・公正な審査が確保

こと。また、いわゆる論旨免職についても、適切な対応を弛緩を招くことがないよう、厳正かつ公正な運用に努める部支給制限制度及び一部返納制度については、公務規律の三、退職手当制度の見直しの趣旨にかんがみ、退職手当の一

右決議する。
右決議する。
右決議する。
右決議する。
右決議する。
右決議する。
右決議する。

四七